番号: 160376

国 名:アフガニスタン

担当部署:農村開発部農業・農村開発第二グループ第三チーム

案件名:稲作振興支援プロジェクト(農業普及)

1. 担当業務、格付等

(1)担当業務:農業普及

(2)格付:3号

(3)業務の種類:専門家業務

2. 契約予定期間等

(1)全体期間:2016年6月下旬から2017年6月中旬まで

(2) 業務M/M: 国内 4.15M/M、現地 2.20M/M、合計 6.35M/M

(3)業務日数:第1次派遣 第2次派遣 第3次派遣 第4次派遣 国内業務 31 9 17 9 83

(現地業務は、アフガニスタン、イランで実施予定)

- 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所
- (1) 簡易プロポーザル提出部数:1部
- (2) 見積書提出部数:1部
- (3)提出期限:2016年6月15日(12時まで)
- (4)提出方法:専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着) ※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について」

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5)評価結果の通知:提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年6月28日(火)までに個別に通知します。
- 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1)業務の実施方針等:

①業務実施の基本方針	16点
②業務実施上のバックアップ体制等	4 点
(2)業務従事予定者の経験・能力等:	
①類似業務の経験	40点
②対象国又は同類似地域での業務経験	25点
③語学力	10点
④その他学位、資格等	5 点

(計100点)

類似業務	農業普及にかかる各種業務
対象国/類似地域	アフガニスタン・イラン/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1)参加資格のない社等:特になし

(2) 必要予防接種:特になし

6. 業務の背景

アフガニスタンの安定的な社会復興・開発を進める上で、国民(約3,000万人)の約80%が従事する農業の発展は最も重要な課題の一つである。しかし、20年以上に及ぶ内戦による混乱の結果、灌漑施設をはじめとした基本的な農業インフラの損壊(灌漑率:農地面積の5.8%(2007年:世銀))や農業技術開発の停滞、行政による農家への普及支援体制の崩壊、違法な麻薬取引につながる芥子栽培に偏重した作付け等、同国の農業は健全な成長を失い、生産量・品質ともに低下の一途をたどっている。さらに、近年の気候変動の影響から頻発する干ばつや散発する大洪水、復興とともに増加し続ける人口(人口増加率2.47%:世銀資料)は、食料自給率の不安定化を助長し、主要穀物においても輸入に依存する状況となっている。

アフガニスタンにおいて、コメはコムギ(生産量約500万トン)に次ぐ第二の主要穀物であり、コムギを含む年間穀物生産の約10%程度にあたる46.9万トン(Afghanistan Statistical Year Book 2009-2010)を国内で生産しているが、同国における需要量を満たしておらず、周辺国から年間5万トン~10万トン(外貨高:1,500万USD~2,000万USD(Afghanistan Statistical Year Book 2009-2010))を輸入している。また、人口増加から推定されるコメの需給ギャップはますます拡大し、2020年には28万tの輸入が必要とされると推計されている。しかし

ながら、コムギと比べ行政による稲作農家への支援体制や国際社会からの支援 は少なく、また現状の技術開発・普及体制は極めて脆弱である。

このような背景の下、アフガニスタン政府はコメ生産量増加を通じた食料安全保障達成への貢献と国産米の品質向上を目的とし、我が国へ技術協力を要請した。同要請に基づき、我が国は 2007 年 9 月から 2011 年 3 月までの 3 年半、同国主要稲作地域の一県であるナンガルハール県を対象に、「ナンガルハール稲作農業改善プロジェクト(RIP: Improvement of Rice-based Agriculture in Nangarhar Province)」を実施し、同国におけるコメ生産性向上の可能性と方策を示した。

RIPによる成果を受け、アフガニスタン政府は稲作振興に必要となる上流(政策レベル)から下流(市場・流通も含めた生産供給レベル)までを含めた一連の支援を我が国に要請した。これを受け、JICA は RIP モデルを更に発展させ、全国 8 県の主要稲作地域へ改良稲作技術が普及することを目的とし、アフガニスタン農業灌漑牧畜省(Ministry of Agriculture, Irrigation and Livestock、以下「MAIL」)をカウンターパート(C/P)機関とし、2011 年 1 月に締結した R/D に基づき、2011年 5 月から 2016年 5 月までの 5 年間、「稲作振興支援プロジェクト」(RIPA: Rice-based Agriculture Development in Afghanistan、以下「プロジェクト」)を実施している。その後、1 年間の協力期間延長が決定されたため、プロジェクトは 2017年 5 月まで実施する予定である。

現在は治安の問題によりアフガニスタンへの立ち入りが制限されていることから、プロジェクトの専門家(「チーフアドバイザー」「業務調整」「稲研究/サブ・プロジェクトリーダー」「農業普及」の4名)は、主に日本等のアフガニスタン国外から、遠隔でプロジェクト運営を行っている。特に技術指導については、1990年代に JICA が技術協力を実施した「イラン国ハラーズ農業技術者養成センター計画プロジェクト」の成果を活用する形で、イランにおける第三国研修を中心に実施している。

本専門家は、「農業普及」専門家の後任として、各州の普及員が地域の稲作 農家への普及活動を通じて支援できるために必要な能力向上を、アフガニスタン国内での業務やアフガニスタン国外からの遠隔指導及びイラン等第三国における研修等での支援により行い、最終的には研究と連携したアフガニスタンにおける稲作普及が体系化することを目的とする。

7. 業務の内容

本専門家は、他のプロジェクト専門家と協働し、アフガニスタン国内でカウンターパートが中心となって実施される展示圃場を通じた稲研究者、普及員、 農家の連携による改良稲作技術の普及活動を支援する。また、イランにおいて、 同時期に派遣される稲研究専門家とともにプロジェクト対象地域である8県の普及員に対して必要な技術指導を行う。なお、稲栽培の技術的な支援/指導は稲研究専門家が担い、本専門家は普及の仕組みや制度に関する提言、普及員の活動促進、普及員の圃場における普及活動の実施状況モニタリング・評価等を担う。また、安全管理上、アフガニスタンへの立ち入りが制限されているため、本業務における現地派遣は第三国(イラン)でも行うこととしている。今後、安全対策措置が変更され、アフガニスタンで実施できる業務期間や内容に変更がある場合には、本業務の TOR 及び M/M を見直したうえで、契約変更を行うこととする。

プロポーザルにて、担当業務内容の効果的な実施方法、具体的には普及員の能力強化、協力実施による成果のモニタリング・評価の方法、協力期間終了後に成果が継続されるための取組及びプロジェクトの普及活動(普及員の能力強化、展示圃場の実施等)によるインパクト調査の実施方法や取り纏め方法について提案すること。

具体的担当事項は次の通りとする。

(1)国内準備期間(2016年7月上旬)

ア プロジェクト関連資料及びアフガニスタンの稲作にかかる情報を収集し、内容を把握する。

イ プロジェクトと連絡・調整のうえ、現地、イラン及び本邦等における業務内 容を整理する。

ウ 現地業務工程表(案)を含む全体工程にかかるワークプラン(和文・英文)を作成し、JICA農村開発部へ提出・報告を行う。

エ イランで実施する第三国研修の事前準備状況について確認する。

(2)第1次現地派遣期間(イラン:2016年7月中旬~8月下旬頃) ア 現地業務開始時に JICA イラン事務所及びアフガニスタン事務所にワークプランを提出し、業務計画の確認を行う。

イ 第三国研修の監督機関である農業省(Agricultural Research, Education, Extension Organization, Ministry of jihad-e-Agriculture 、以下「AREEO」)及び 実施機関であるハラーズ農業普及技術開発センター(Haraz Extension and Technology Development Center 、以下「HETDC」)に対してイランでの業務

計画を説明する。

ウ HETDC において第三国研修実施に必要な各種準備(資機材の準備、研修講師及び他の専門家との事前打ち合わせ、車輌等の手配状況の確認等)を行う。

エ 第三国研修においてアフガニスタンからの参加者に①2016 年度展示圃場活動のレビュー、②2017 年度展示圃場活動計画策定、③帰国後の国内研修計画策定、④普及教材作成にかかる指導を行う。

オ 同時期に実施を予定している「メタ・ファシリテータ技術研修」の短期専門家による研修について事前の準備、調整及び研修の実施について支援する。

カ 第三国研修の結果を取りまとめる。

キ 現地業務結果報告書(和文)を作成し、JICA イラン事務所及びアフガニスタン事務所に提出・報告を行う。

(3)第 2 次現地派遣(アフガニスタン: 2016 年 11 月頃) ア 現地業務開始時に JICA アフガニスタン事務所にワークプランを提出し、業 務計画の確認を行う。

イ イラン研修参加者によるアフガニスタン国内での他の普及員への研修実施を支援・促進する。

ウ 遠隔及びイランでの第三国研修における技術指導について、関係者と成果の共有、今後の改善策や継続的に実施するために必要な業務計画について関係者と議論を行う。

エ 改良稲作技術の普及状況を確認するため、プロジェクト関係者及び現地リソース等を利用して、普及活動に関するモニタリング・評価(普及員の能力向上、展示圃場の基礎情報の整理、圃場管理や稲作技術等の成果の取り纏め、展示圃場農家への技術移転の状況等)、インパクト調査(展示圃場参加農家の生産性及び生産量の変化、展示圃場以外の圃場への技術の普及等)の実施、結果の取り纏め等を行う。

オ プロジェクトに関する会議(JCC、研究・普及成果発表会、ドナー会合、

MAIL 関係者との会議等)が開催される場合には、それらの会議に参加し、技術的観点からこれまでのプロジェクト活動の成果、進捗及び課題等について説明及び必要な指導を行う。

カ 現地業務結果報告書(和文)を作成し、JICA アフガニスタン事務所に提出・報告を行う。

(4)第3次現地派遣(イラン: 2016年11月~12月頃) ア 現地業務開始時に JICA イラン事務所及びアフガニスタン事務所にワークプランを提出し、業務計画の確認を行う。

イ 第三国研修の監督機関である農業省(AREEO)及び実施機関であるハラーズ農業普及技術開発センター(HETDC)に対してイランでの業務計画を説明する。

ウ HETDC において第三国研修実施に必要な各種準備(資機材の準備、研修講師及び他の専門家との事前打ち合わせ、車輌等の手配状況の確認等)を行う。

エ 第三国研修においてアフガニスタンからの参加者に①2016 年度展示圃場活動のレビュー、②2017 年度展示圃場活動計画策定、③国内研修計画策定、④普及教材作成にかかる指導を行う。ただし、今次研修ではこれらの研修の成果の取り纏め及び今後継続的に MAIL が同様の研修を実施し、研究員及び普及員の技術を向上させる計画について協議し、具体的な計画案の策定を支援することを中心に行う。

オ 第三国研修の結果を取りまとめる。

カ 現地業務結果報告書(和文)を作成し、JICA イラン事務所及びアフガニスタン事務所に提出・報告を行う。

(5)第4次現地派遣(アフガニスタン: 2017年3月頃)

ア 現地業務開始時に JICA アフガニスタン事務所にワークプランを提出し、業務計画の確認を行う。

イ イラン研修参加者によるアフガニスタン国内での研修実施を支援・促進する。

ウ 遠隔及びイランでの第三国研修における技術指導について、関係者と成果 を共有する。プロジェクト協力期間終了後に、継続的に普及員の能力向上を支援するために必要な業務計画について関係者と議論を行う。

エ 改良稲作技術の普及状況を確認するため、プロジェクト関係者及び現地リソース等を利用して、普及活動に関するモニタリング・評価、インパクト調査の最終的な結果の取り纏め等を行う。

オ プロジェクトに関する会議(JCC、研究・普及成果発表会、ドナー会合、 MAIL 関係者との会議等)が開催される場合には、それらの会議に参加し、技術 的観点からこれまでのプロジェクト活動の成果、進捗及び課題等について説明 及び必要な指導を行う。

カ 現地業務結果報告書(和文)を作成し、JICA アフガニスタン事務所に提出・報告を行う。

(6) 国内作業期間(各派遣の帰国時及び派遣前)

ア 専門家チーム、プロジェクトナショナルスタッフ及びカウンターパートとインターネット等を活用して定期的に協議を実施し、担当分野にかかる活動の進捗状況、成果、課題、MAIL 及び他ドナーの動向について共有する(日本人専門家間での会合もプロジェクト内で調整の上行い、プロジェクトの進捗状況の確認や懸案事項について詳細に協議する)。

イ アフガニスタン国内での展示圃場を通した普及活動に関して、遠隔での活動 実施に必要な連絡/指示をプロジェクトのカウンターパート/ナショナルスタッフに行う。また、担当分野にかかる各種資料(対外説明資料、JCC 発表用資料等)を作成する。

ウ 業務調整専門家を補佐し、特に展示圃場活動の実施に必要なロジ業務(経費積算、ロジ手配等)、イランでの第三国研修におけるロジ業務を行う。

エ プロジェクトリーダー及び業務調整専門家が取りまとめる各種報告書(月次報告書、半期報告書等)の作成に協力する。

オ 各現地派遣(イラン)の業務計画書案(和文)を作成し、JICA 農村開発部に

提出・報告を行う。

カ 各現地派遣(イラン)の現地業務結果報告書(和文)を JICA 農村開発部に 提出・報告を行うとともに、帰国報告会に出席する。

キ イラン研修参加者によるアフガニスタン国内での研修実施を支援・促進する。

ク アフガニスタンにおいて実施されている普及員による展示圃場活動のモニ タリングを行う。

ケ 普及員による展示圃場活動の結果のとりまとめを行い、普及員による成果発表会を開催する。

コ 稲研究担当専門家と協働で普及員用の普及教材(ポスター等)を作成する。

サ 改良稲作技術の普及状況を確認するため、プロジェクト関係者及び現地リソース等を利用して、普及活動に関するモニタリング・評価(普及員の能力向上、展示圃場の基礎情報の整理、圃場管理や稲作技術等の成果の取り纏め、展示圃場農家への技術移転の状況等)、インパクト調査(展示圃場参加農家の生産性及び生産量の変化、展示圃場以外の圃場への技術の普及等)の実施、結果の取り纏め等を行う。

シ RIPA の普及活動について取りまとめ、今後のアフガニスタンにおける稲作普及体制について提言を行う。

ス プロジェクトの終了時評価に必要な活動の取り纏め、指標の収集、分析、取り纏めについて協力し、担当分野については報告書に取り纏める。

セ 専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA 農村開発部に提出・報告する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(3)専門家業務完了報告書とする。

(1)ワークプラン(全体分及び各派遣時)

和文4部 (JICA 農村開発部、JICA アフガニスタン事務所、プロジェクトチーム) 英文4部 (C/P 機関、JICA 農村開発部、JICA アフガニスタン事務所、プロジェ

クトチーム)

*イラン派遣時には、上記に英文・和文それぞれ一部追加し、それぞれ JICA イラン事務所に提出する。

(2)現地業務結果報告書(各派遣終了時)

作成部数及び配布先は上記「8. (1)」と同じ。

記載項目は以下のとおり。

- 1) 業務の具体的内容
- 2) 業務の達成状況(計画から変更があった場合その理由も記載)
- ・展示圃場での活動進捗状況も含む。

(3)専門家業務完了報告書(業務終了時)

作成部数及び配布先は上記「8. (1)」と同じ。

記載項目は以下のとおり。

- 1) 業務の具体的内容
- 2) 業務の達成状況
- 3) 業務実施上遭遇した課題とその対処

(4)インパクト調査報告書(業務終了時)

英文 12 部 (C/P 機関、JICA 農村開発部、JICA アフガニスタン事務所、プロジェクトチーム)

上記成果品等の体裁は簡易製本とし、電子データも併せて提出すること。また、 業務従事月報を作成し、農村開発部に提出すること。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICA コンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html)を 参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。 航空経路は、

<イラン> 成田-ドバイ-テヘラン-ドバイ-成田を標準とします。

<アフガニスタン> 成田-ドバイ-カブール-ドバイ-成田を標準とします。ただし、アフガニスタンの治安状況に鑑み、ドバイ・カブール間については正規料

金による航空券の発券を認めます。

カブールの宿泊については、JICA が現物支給しますが、夕食が提供されないため、1 夜あたり 2,900 円として経費の計上を認めます。

(2) 戦争特約保険料

災害補償経費 (戦争特約経費分のみ) の計上を認めます。「コンサルタント等契約などにおける災害補償保険 (戦争特約) について」

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html)を参照願います。付保する場合は、その経費を見積ること。また、その場合、アフガニスタン国外への緊急移送についても保険に含めること。

(3) 一般管理費等の上限加算

アフガニスタンに関する業務については、その劣悪な治安状況に鑑み、一般管理費等率の基準(上限)を10%加算します。

(4)復興支援特別手当

本案件については、「アフガニスタン国におけるコンサルタント等契約による業務従事者に対する特別措置について/通知(PR) 第9-08001号」(2011年9月8日)に基づき、「ア」国での現地業務従事期間(現地到着日から現地出発日まで)に対し、アフガニスタン復興支援特別手当として日額3,000円を上限として支給します。本手当は見積に含めることができる。なお、本措置については以下を参照すること。

http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/info/reconstruct.pdf

10. 特記事項

(1)業務日程/執務環境

①現地業務日程

第一次現地派遣期間は 2016 年 7 月中旬~8 月下旬を予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。第二次以降の現地派遣期間は、第一次現地派遣の結果を踏まえ調整します。また、現地業務については、現地の治安状況等により、派遣の期間短縮、延期、中止の可能性もあります。

②便宜供与内容

便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供

エ) 通訳傭上

なし。ただし必要に応じ JICA アフガニスタン事務所ナショナルスタッフが支援します。

(2)参考資料

1) 配布資料

本業務に関する資料として以下を農村開発部農業・農村開発第二グループ第三 チーム(TEL:03-5226-8458にて配布します。)

- ① アフガニスタン国 稲作振興支援プロジェクト」農業普及専門家 業務完了 報告書
- (2)R/D

2) 公開資料

本業務に関する以下の資料が JICA のウェブサイトで公開されています。

①詳細計画策定調査報告書(関連案件「ナンガルハール稲作農業改善プロジェクト終了時評価報告書」含む)

URL: http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000014844.html

②プロジェクトホームページ

URL: http://www.jica.go.jp/project/afghanistan/005/index.html

(3) その他

- ①業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。
- ②本業務においては、年度を跨る契約(複数年度契約)を締結することとし、 年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとしま す。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごと の精算は必要ありません。
- ③アフガニスタン及びイラン国内での作業においては、JICA の安全管理措置を 遵守するとともに、JICA アフガニスタン事務所及びイラン事務所の指示に従い、

十分な安全対策措置を講じてください。

④コンサルタント社内の緊急時連絡体制、業務バックアップ体制について、プロポーザルに含めること。

⑤不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとします。

以上